

## 今後の土壌汚染対策の在り方に係る論点④

1. 汚染土壌処理業者の業の休止・廃止時の扱いについて
2. 汚染土壌の搬出に係る届出について
3. 汚染土壌の管理票の送付期限について
4. ガイドライン等の見直しについて

# 1. 汚染土壌処理業者の業の休止・廃止時の扱いについて

## 現行制度①

- 汚染土壌処理施設には以下の5種類があり、令和8年2月末時点で114施設が許可を受けている。  
①浄化等処理施設 ②セメント製造施設 ③埋立処理施設 ④分別等処理施設 ⑤自然由来等土壌利用施設



①浄化等処理施設



②セメント製造施設



④分別等処理施設



③埋立処理施設



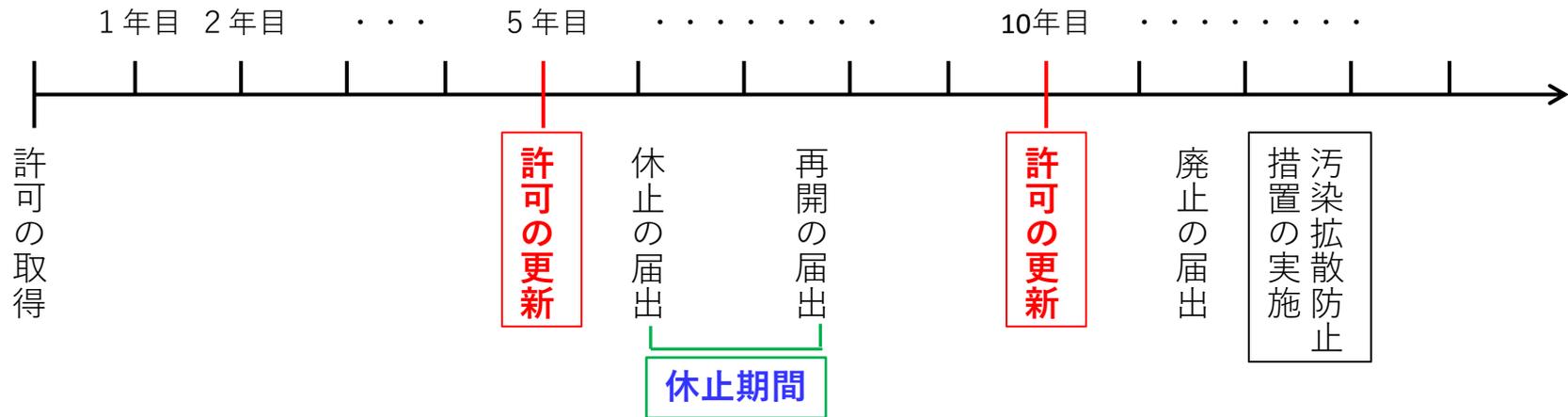
⑤自然由来等土壌利用施設

# 1. 汚染土壌処理業者の業の休止・廃止時の扱いについて

## 現行制度②

- 汚染土壌処理業の許可の期間は5年であり、処理業を継続する場合は更新の手続きをしなければならない。(法第22条第4項)
- 汚染土壌処理業者は処理業の全部又は一部を休止・廃止・休止した処理業を再開するときには、あらかじめ届け出ることが規定されている。(法第23条第4項)
- 汚染土壌処理業者は許可が取り消された場合や処理業を廃止した場合には、汚染拡散防止措置を講じなければならない。(法第27条第1項)

<汚染拡散防止措置までのフロー>



<参考>法第23条第4項に基づく、休止・廃止・再開の届出数（これまでの累計）

休止届：25件、廃止届：38件、再開届：12件

出典) 令和5年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果

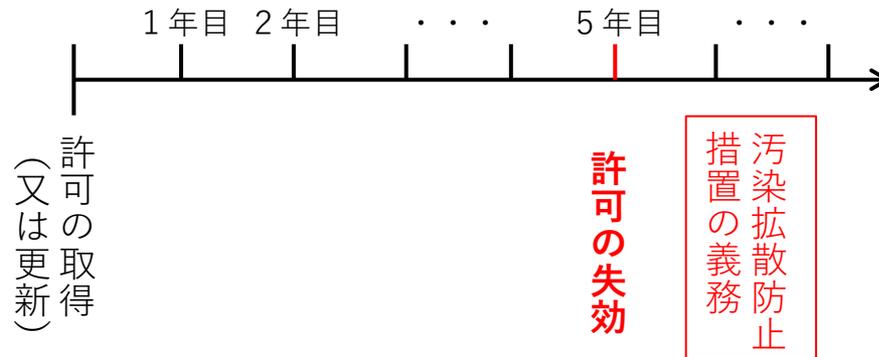
# 1. 汚染土壌処理業者の業の休止・廃止時の扱いについて

## 課題①

- 汚染拡散防止措置は、許可取消し又は廃止時に講ずると規定されている。
  - 許可の更新手続きを行わず許可の効力が失効した場合において、許可取消し等と同様の対応が求められるべきにもかかわらず、許可の失効時の汚染拡散防止措置の義務が不明確であることから、必ずしも汚染拡散防止措置を課することができないものとして運用がなされているとの指摘がある。

<課題①>

許可の失効時の汚染拡散防止措置の義務が不明確

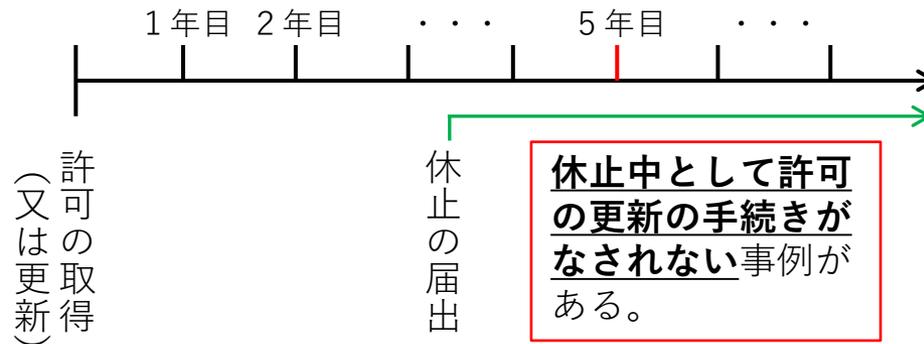


# 1. 汚染土壌処理業者の業の休止・廃止時の扱いについて

## 課題②

- 汚染拡散防止措置を延期するため廃止届をせず、休止制度を使用されている懸念があるとの指摘がある。

<課題②> 休止期間中も許可の更新の手続きの義務が不明確



## 論点

- 許可が未更新の場合における汚染拡散防止措置の適用を明確にすることを検討すべきではないか。
- 休止制度について見直しを検討してはどうか。

## 論点に対する方向性

- 更新の手続きがないまま許可期間を過ぎて、許可の効力が失効した場合には汚染拡散防止措置を課すよう明確化してはどうか。
- 許可の有効期間に休止期間中も含まれる旨を明確にしてはどうか。

# 1. 汚染土壌処理業者の業の休止・廃止時の扱いについて

## 現行制度③

- 汚染拡散防止措置は、汚染土壌処理施設の種類によらず一律に規定されているものがある。
- 当該措置では汚染土壌処理施設の敷地の土壌汚染の有無の調査や地下水モニタリング等が求められている。

## 課題③

- 求めるべき汚染拡散防止措置の内容について、現在は施設の種類によらず一律なものがあるが、操業中の汚染土壌の処理方法や事業の実態は様々であり、見直す余地があるとの指摘がある。

## 論点

- 汚染拡散防止措置等について、**処理施設の特性に応じたものに見直してはどうか。**

## 論点に対する方向性

- 汚染拡散防止措置等について、**処理施設の種類毎の特性に応じたものとなるよう**所要の見直しを行ってはどうか。

### <参考> 汚染拡散防止措置の概要（汚染土壌処理業に関する省令第13条第1項）

- ① 施設内に汚染土壌が残存する場合は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者へ委託すること。
- ② 敷地であった土地を法第3条第1項の方法で調査すること。ただし、自然由来等土壌利用施設の場合は調査をせずに利用した当該自然由来等土壌の汚染状態と同様の汚染状態にある土地とみなす。
- ③ 地下水モニタリングを行うこと（要措置区域等に指定された場合等を除く）。
- ④ 埋立処理施設の場合は、覆土等による埋立地への水の浸透を防止する措置とその措置の損壊を防止する措置を講ずること。
- ⑤ 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設の場合は、覆土等による自然由来等土壌の飛散及び流出を防止するための措置を講じ、施設内部に雨水等を滞留させないこと。
- ⑥ 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設の場合は、覆土等による自然由来等土壌の飛散及び流出を防止するための措置を講ずること。

## 2. 汚染土壌の搬出に係る届出について

### 現行制度

- 要措置区域等外へ汚染土壌を搬出しようとするときは、**搬出の14日前までの届出**が義務付けられている。（法第16条第1項）
- また、当該届出を行い、その届出事項に変更があった場合においても、**搬出の14日前までに変更の届出**が義務付けられている。（法第16条第2項）

### 課題

- 軽微な事項の変更にもかかわらず、14日前の変更届出が必要になり、工期に影響がある。また、事業者及び行政においても軽微な変更であっても事前の変更届出に係る事務負担が発生する。

#### <工期に影響が出る事例>

- 悪天候により「搬出の着手予定日（法第16条第1項第9号）」が2日遅延する場合や、体調不良等による運転手の変更で「自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先（規則第62条第3号）」が変更になる場合において、14日前までに事前の変更届出が必要になり、工期が遅延する。

⇒現状においては、**自治体による運用で、変更事項によっては、事前の変更届出は不要とするなどの対応**がなされている。

### 論点

- **汚染土壌の搬出に係る届出の対象事項について、見直しを検討してはどうか。**

#### 論点に対する方向性

- 届出事項のうち、自動車等の使用者の氏名等については、運搬者に係る届出や管理票により把握が可能であり、**削除することを検討**してはどうか。
- 搬出する汚染土壌の体積や各種の予定日に関しては、実際の工事の実施段階で変更が生じやすく、搬出の14日前の段階では変更事由が生じていない場合もあるため、**軽微な場合には変更届出が不要となるようにするなど、見直しを検討**してはどうか。

## 2. 汚染土壌の搬出に係る届出について

### <参考> 搬出の14日前までに変更届出が必要な事項

#### <法第16条第1項関係>

- ①汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（1号）
- ②汚染土壌の体積（2号）
- ③汚染土壌の運搬の方法（3号）
- ④汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称（4号）
- ⑤汚染土壌を処理する者の氏名又は名称（5号）
- ⑥汚染土壌を処理する施設の所在地（6号）
- ⑦区域間移動における移動先の形質変更時要届出区域の所在地（7号）
- ⑧飛び地間移動における移動先の要措置区域等の所在地（8号）
- ⑨汚染土壌の搬出の着手予定日（9号）

#### <規則第62条関係>

- ⑩氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（1号）
- ⑪搬出及び運搬の完了予定日（2号）
- ⑫自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先（3号）
- ⑬積替え場所（4号）
- ⑭保管施設（5号）
- ⑮汚染土壌を処理する場合、要措置区域等の所在地（6号イ）
- ⑯汚染土壌を処理する場合、処理の完了予定日（6号ロ）
- ⑰区域間移動における搬出元の自然由来等形質変更時要届出区域の所在地（7号イ）
- ⑱区域間移動における形質の変更の完了予定日（7号ロ）
- ⑲飛び地間移動における搬出元の要措置区域等の所在地（8号イ）
- ⑳飛び地間移動における形質の変更の完了予定日（8号ロ）

### 3. 汚染土壌の管理票の送付期限について

#### 現行制度

- 管理票を交付された運搬受託者及び処理受託者は、それぞれ運搬及び処理が終了した日から環境省令で定める期間（10日）以内に管理票の写しを送付しなくてはならない。（法第20条第3、4項）

#### 課題

- 省令の送付期限では、送付頻度が高く運搬受託者や処理受託者の事務負担が多いとの指摘がある。

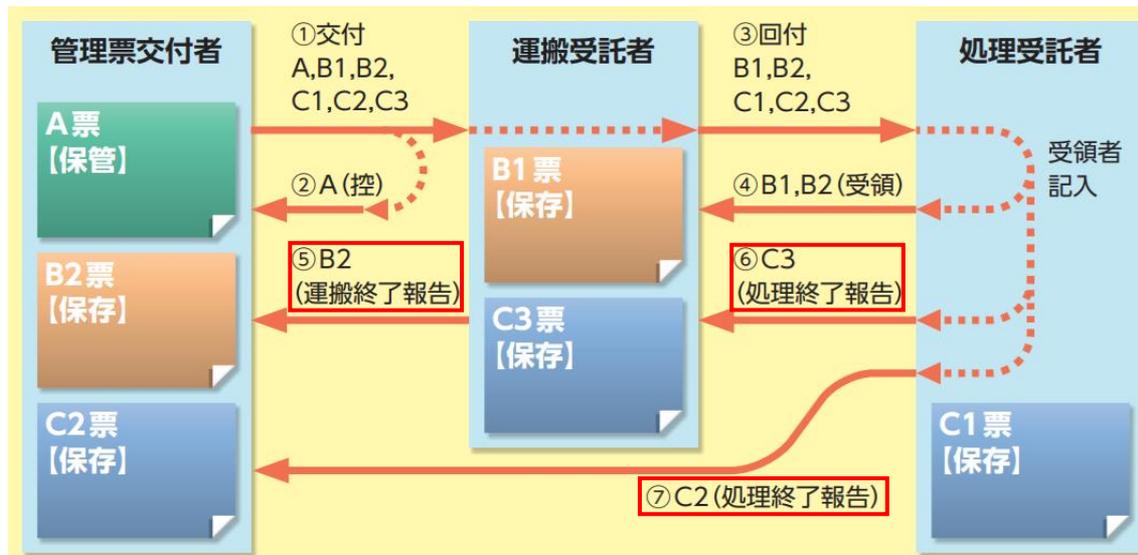
#### 論点

- 管理票の送付期限について、見直しは必要か。

#### 論点に対する方向性

- 中間まとめで示した関係主体の事務負担の軽減を考慮し、管理票の送付期限を延長してはどうか。  
※ 5日程度の延長を想定

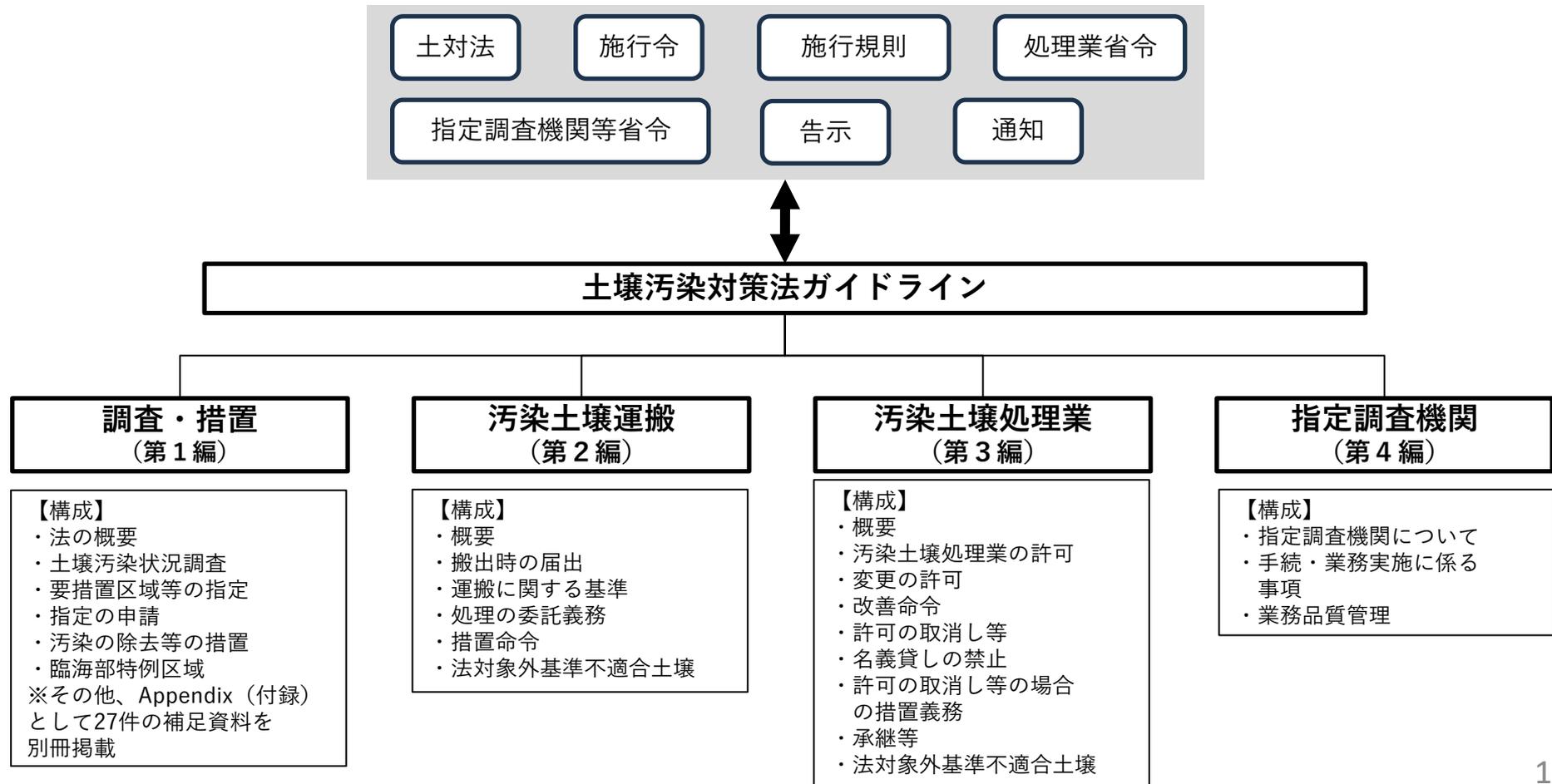
#### 管理票の流れ



# 4. ガイドライン等の見直しについて

## 現 状

- 土壌汚染対策法のガイドラインは、自治体、事業者等の実務者向けの手引きとして、法令、告示、通知等の内容を、「調査・措置」「汚染土壌運搬」「汚染土壌処理業」「指定調査機関」の4編に区分し、網羅的に記載している。
- これに加え、各編毎に、通知等では実務上の運用が十分に明確化されていない事項等を整理するため、詳細説明・補足を記載している。



## 4. ガイドライン等の見直しについて

### 現 状

- ガイドラインは平成22年度に初版（暫定版）が発行している。
- 以来、法令改正等の契機に類似の改訂が行われ、令和8年3月現在、総量は1,653ページとなっている。特に、**調査・措置に関するガイドラインの分量が約1,200頁**と長大なものとなっている。

	第1編 調査及び措置に関する ガイドライン	第2編 汚染土壌の運搬に関する ガイドライン	第3編 汚染土壌の処理業に関す るガイドライン	第4編 指定調査機関に関する ガイドライン
H22年度	暫定版 作成	暫定版 作成	暫定版 作成	
H23年度	改訂版 作成			
H24年度	改訂第2版 作成	改訂第2版 作成	改訂第2版 作成	
H27年度		改訂第2版追補 作成	改訂第2版追補 作成	
H28年度		改訂第2.1版 作成	改訂第2.1版 作成	
H29年度		改訂第3版 作成	改訂第3版 作成	
H30年度	改訂第3版 作成			ガイドライン 制定
H31年度		改訂第4版 作成 改訂第4.1版 作成	改訂第4版 作成 改訂第4.1版 作成	
R2年度				ガイドライン 改訂
R4年度	改訂第3.1版 作成 ※Appendix（付録）を分 冊化		改訂第4.2版 作成	
R6年度		改訂第4.2版 作成	改訂第4.3版 作成	
R7年度				ガイドライン 改訂
最新版 の頁数	<b>本編：822頁 付録：348頁</b>	<b>本編：87頁 付録：41頁</b>	<b>本編：162頁 付録：93頁</b>	<b>本編：48頁 付録：52頁</b>

## 4. ガイドライン等の見直しについて

### 意見・指摘事項等

#### 小委員会における意見

- 改正法施行に向けてガイドラインの見直しも必要となるかと考えている。現ガイドラインの分量が多過ぎる点、また、より分かりやすくすべきということに関しては、見直しも必要と考えているが、土木施工を行う際の対策への行政指導が、ガイドラインに記載されている事例に拘束されているという事例も散見されている。ガイドラインの見直しについては、制度や対策等の考え方を明示し、対策の適用を提示されたもののみ限定するものではなく、ルール、また対策の趣旨に合致した例示以外の対策の方法も適用できるような形にさせていただくこと、例示を増やす等の選択肢の幅を増やしていただきたい。  
(中込専門委員)

#### 自治体からの意見

- ガイドライン等を作成していただくのは助かるが、現在の「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に係るガイドライン」のような形だと内容が煩雑で、分量が大変多く、必要な個所を見つけにくいいため、わかりやすいものとなることを期待する。(R6アンケート)
- 新たな制度が増えることにより、ガイドラインがより複雑化・煩雑化するのではないか。適切かつ効率的な事務執行が可能な方向へ改正されることを望む。(R6アンケート)

#### 事業者からの意見

- 自治体や担当者によって解釈や方針が異なり、応じがたい要求もあるため、相談しにくい環境にあるとの指摘がある。(中小企業連合会)
- 自治体間で制度運用が異なる場合があり、事業者負担に繋がる。自治体間でリスクへの対処方法に関する対応に齟齬が生じないよう、法令における明確化とともに、ガイドライン上での考え方の統一を図るべき。ガイドライン自体の簡素化も必要。(日本経済団体連合会)

## 4. ガイドライン等の見直しについて

### 課題

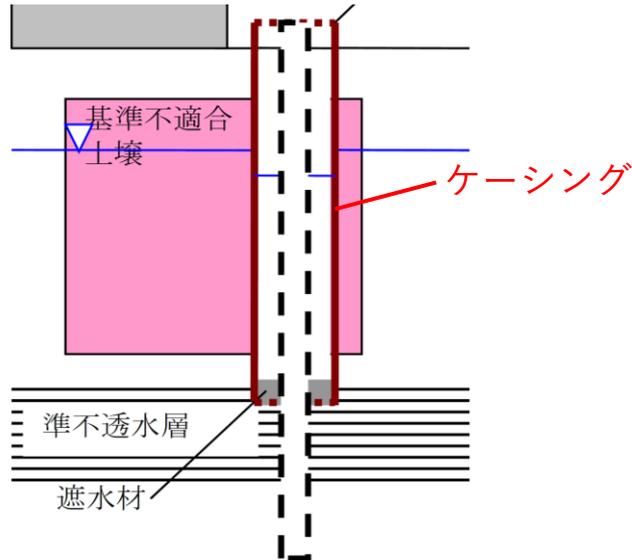
- 現行のガイドライン等は量が非常に多く、内容も複雑化しており、土対法の実務に精通した大規模自治体、指定調査機関等の担当者以外の関係者にとっては使いづらいとの指摘がある。
- 現在のガイドライン等は、各制度（特に調査・措置）に関する技術的な解釈や運用に必要な一般的な方法などの技術的な内容が大半を占めており、各制度の目的や趣旨、考え方等が必ずしも関係者に周知しやすい内容・構成となっていないとの指摘もある。
- ガイドライン等はあくまで、自治体等の実務者に向けた技術的な手引きとして作成されたもので、個別の事案に対しては法の目的や各制度の趣旨に照らして所管自治体、調査実施者等が判断することが想定されているが、「あくまで一例としてガイドラインで示されたはずの方法・内容が事案によらず唯一の選択肢とみなされ、それ以外が認められないことがある」との指摘もある。

## 4. ガイドライン等の見直しについて

### <参考>

#### 具体例①

- 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌が帯水層に接する場合には、環境大臣が定める施行方法の基準（平成31年環境省告示第5号）に従って土地の形質の変更を行うこととされている（規則第53条第1号、通知）。
- ガイドラインでは、Appendix-12において、代表的なケースを取り上げ、具体的な施行手順および留意事項を図とともに例示している。下位帯水層まで形質変更が必要となる杭打設工事については、ケーシングを設置して汚染土壌を除去した後、杭を打設する方法が例として示されている。



ケーシングとは、、、一般的に大きな鋼製の筒のことで、杭の径よりも大きいサイズの筒を地面に挿入し、その内部で土壌の掘削や杭の挿入を行うことで、地下水への汚染の拡散を防止し、帯水層への影響を抑えることができる。

ガイドラインに示されている杭打設工事の例

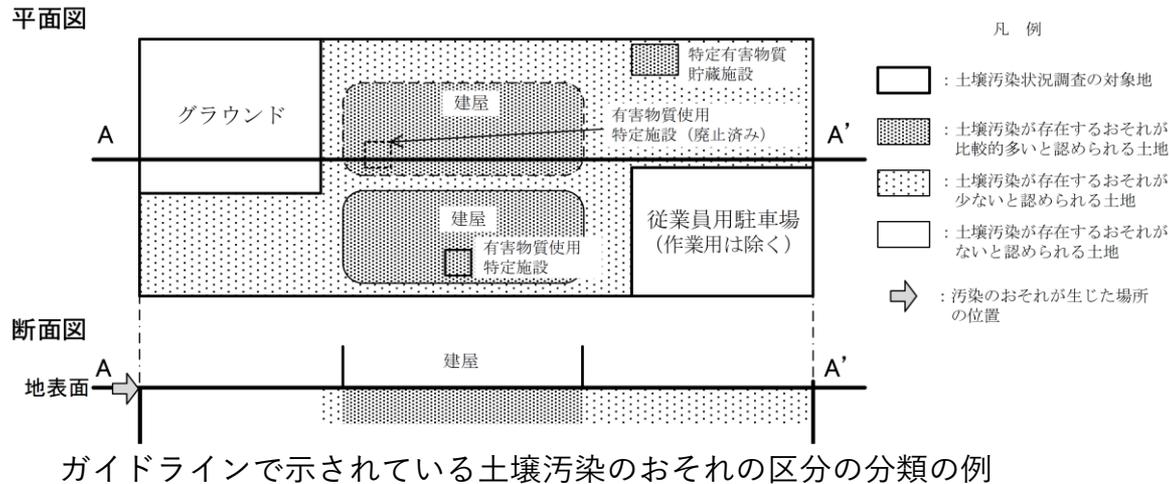
- 現場条件によっては汚染拡散防止対策として有効と考えられ、実際に用いられた事例がある**他工法も複数存在する**。しかし、それらの工法はガイドライン等で例示されていないことを理由に認められず、工法の変更等を求められるケースがある。

## 4. ガイドライン等の見直しについて

### <参考>

#### 具体例②

- 調査実施者は、地歴調査により把握した情報を踏まえ、土壤汚染状況調査の対象地のうち、汚染のおそれ人為等に由来する土地について、試料採取等対象物質ごとに、土壤汚染が存在するおそれに応じて3種類（おそれが比較的多い、少ない、ない）の区分に分類するとしている。（規則第3条の2）
- また、それぞれの区分が主にどのような用途で利用されていた土地に該当するかについては、通知において具体的な例を示して説明している。
- ガイドラインでは、通知の例に加えて「おそれが多い」および「おそれが少ない」と判断すべきケースが記載されているが、「おそれがない」と判断できるケースについては補足は示されていない。



- 工場・事業場によって、その土地の実際の使われ方は大きく異なる。しかし、地歴調査において、資料調査やヒアリングにより**汚染の蓋然性がないことが明らかである土地であっても、例示に沿った区分が行われていないと、正しい土壤汚染状況調査として認められないケースがある。**

例) 特定有害物質を持ち込むことが想定されない作業場や資材置き場、事務所等において資料調査やヒアリングで汚染の蓋然性がないと判断できる場合であっても、通知・ガイドラインに従い、就業中の従業員が立ち入る可能性があるだけで一律に「おそれが少ない」と評価されてしまう。

## 4. ガイドライン等の見直しについて

### 論 点

- 通知、ガイドライン等の法の運用に際して参照される資料について、制度の見直し内容を反映しつつ、より幅広い関係者にとって使いやすい内容・構成に見直すことを検討すべきではないか。また、見直しを、どのように進めていくべきか。

### 論点に対する方向性

- 現行の通知、ガイドライン等に盛り込まれた技術的な内容が関係者の実務において重要な役割を果たしている実態も踏まえながら、法の見直し後は、法や各制度の目的、趣旨、制度設計の考え方等がより丁寧に関係者に伝えやすくなる内容・構成となるよう見直していくべきではないか。
- また、現行の通知、ガイドライン等には、区域指定の基準値が持つ環境リスク管理における科学的な意味合いや、各制度に運用に当たり求めるべき厳格性や認め得る柔軟性が必ずしも盛り込まれていないが、こうした要素も、内容の複雑化に注意しつつ、周知できる方策を検討すべきではないか。
- こうした見直しを通して、各制度の目的等に鑑みて環境リスクの管理の観点からの的確で円滑な法の運用が行われるよう、自治体をはじめとした関係者に促していくこととしてはどうか。
- 自治体職員等に対し、こうした法施行の実務に必要な考え方等を習得する機会を充実させられるよう、環境省で方策を検討することとしてはどうか。